

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム4（特任委員会（老健事業・連携強化）・特任委員会（老健事業・口腔衛生管理体制）歯科衛生士関連委員会・社会保険委員会シンポジウム）] 介護保険制度を知る

📺 オンデマンド配信対応プログラム

📅 2025年6月28日(土) 10:30～11:50 🏢 第3会場（幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホールB）
シンポジウム4（特任委員会（老健事業・連携強化）・特任委員会（老健事業・口腔衛生管理体制）歯科衛生士関連委員会・社会保険委員会シンポジウム） 介護保険制度を知る

座長：中川 量晴（東京科学大学 摂食嚥下リハビリテーション学分野）、水谷 慎介（九州大学大学院 歯学研究院附属OBT研究センター）

【ねらい】

介護保険は歯科にも大きく関わる制度であるが、歯科関連職種でも詳しい知識をもつ人が少ないのが現状である。実際に歯科がどのように関わったら良いかを知る機会があまりないこともその要因となっていると思われる。今回のシンポジウムでは、介護保険制度について学び、実際にどのような取り組みが必要なのか、介護保険制度に詳しい識者の方々に講演頂き、参加者との意見交換を行っていききたいと思う。多くのご参加を期待している。

10:30～11:00

[SY4-1]

口腔の課題に対応する上で役立つ介護報酬の最新基礎知識

○秋野 憲一¹ (1. 札幌市保健福祉局 歯科保健担当部長)

11:00～11:30

[SY4-2]

歯科衛生士が知っておくべき介護保険の基礎知識

○佐古 真穂美¹ (1. フリーランス歯科衛生士)

11:30～11:50

[SY4-Discussion]

総合討論

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム4（特任委員会（老健事業・連携強化）・特任委員会（老健事業・口腔衛生管理体制）歯科衛生士関連委員会・社会保険委員会シンポジウム）] 介護保険制度を知る

◆ オンデマンド配信対応プログラム

■ 2025年6月28日(土) 10:30～11:50 ■ 第3会場（幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホールB）
シンポジウム4（特任委員会（老健事業・連携強化）・特任委員会（老健事業・口腔衛生管理体制）歯科衛生士関連委員会・社会保険委員会シンポジウム） 介護保険制度を知る

座長：中川 量晴（東京科学大学 摂食嚥下リハビリテーション学分野）、水谷 慎介（九州大学大学院 歯学研究院附属OBT研究センター）

10:30～11:00

[SY4-1] 口腔の課題に対応する上で役立つ介護報酬の最新基礎知識

○秋野 憲一¹ (1. 札幌市保健福祉局 歯科保健担当部長)

【略歴】

1998年 北海道大学歯学部卒
1998年 北海道大学歯学部附属病院
1999年 北海道渡島保健所
2000年 国立公衆衛生院専門課程分割前期課程修了
2003年 北海道保健福祉部地域保健課 主任技師
2009年 北海道大学大学院歯学研究科博士課程修了（博士（歯学）取得）
2010年 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課 主任技師
2015年 厚生労働省老健局老人保健課 医療介護連携技術推進官
2016年 厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室 室長補佐 兼任
2016年 厚生労働省老健局診療報酬介護報酬同時改定準備室 兼任
2017年 札幌市保健福祉局保健所 母子保健・歯科保健担当部長
2021年 札幌市保健福祉局コロナ対策室 宿泊療養・在宅医療担当部長 兼任
2024年 札幌市保健福祉局 歯科保健担当部長

要介護高齢者における口腔の課題は、誤嚥性肺炎の予防、摂食機能の維持向上、う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防と治療、義歯の管理と治療など多岐にわたり、歯科医師、歯科衛生士に求められる役割が大きいことは述べるまでもないだろう。

また、要介護高齢者が、いつまでも美味しく、かつ安全に食事ができる環境を整えることは、歯科専門職のみならず、医療介護サービスに携わる全ての医療専門職及び介護専門職にとっても極めて重要である。

厚生労働省においても、要介護高齢者に対する口腔管理の重要性を踏まえ、介護報酬に口腔関連の加算等の充実を図ってきた。

介護保険制度創設時には、口腔関連の介護報酬は、歯科医師及び歯科衛生士による「居宅療養管理指導」たった一つであったが、通所サービス利用者を対象とした「口腔機能向上加算」、介護保険施設入所者を対象とした「口腔衛生管理体制加算」、歯科衛生士による専門的な口腔衛生管理を評価する「口腔衛生管理加算」、「経口移行加算及び経口維持加算」における歯科医師、歯科衛生士の参画の評価、さらに通所サービス及び居宅サービス利用者を対象とする「口腔・栄養スクリーニング加算」が順次、導入され、そして、直近の介護報酬では、訪問介護・短期入所利用者を対象とする「口腔連携強化加算」が新規導入された。

さらに、前回の介護報酬改定では、リハビリテーション、口腔、栄養の取組が一体的に運

用されることで、摂食嚥下障害の改善や誤嚥性肺炎予防がより効果的に進められることから、医師、歯科医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の多職種が連携した口腔・栄養・リハビリの一体的な取組が求められることとなった。具体的には、口腔・栄養・リハビリの一体的なアセスメントや取組を行った場合の評価として、「リハビリテーションマネジメント加算」や「リハビリテーションマネジメント計画書情報加算」等に新たな算定要件が追加されている。

このように口腔関連の介護報酬は改定ごとに増加し、充実してきていることは大変喜ばしいことであるものの、歯科医療専門職にとっては、不慣れな介護報酬がますます複雑化し理解が難しいといった声がある他、医療介護職にとっても、もともと口腔の課題に不慣れである中、これらの口腔関連の介護報酬をどのように有効に活用したらよいのかといった声がある。

本シンポジウムにおいては、要介護高齢者の歯科診療に従事する歯科医師や介護保険施設の協力歯科医師が最低限、抑えておくべき介護報酬の基礎知識、そして、口腔の課題に対応されている全ての医療専門職及び介護専門職に必要な口腔関連の基礎知識について、ポイントを絞って解説し、明日からの歯科診療及び介護現場におけるサービスに役立てもらえるよう最新情報も含め報告を行いたい。

シンポジウム | シンポジウム：[シンポジウム4（特任委員会（老健事業・連携強化）・特任委員会（老健事業・口腔衛生管理体制）歯科衛生士関連委員会・社会保険委員会シンポジウム）] 介護保険制度を知る

◆ オンデマンド配信対応プログラム

歯 2025年6月28日(土) 10:30～11:50 皿 第3会場（幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホールB）
シンポジウム4（特任委員会（老健事業・連携強化）・特任委員会（老健事業・口腔衛生管理体制）歯科衛生士関連委員会・社会保険委員会シンポジウム） 介護保険制度を知る

座長：中川 量晴（東京科学大学 摂食嚥下リハビリテーション学分野）、水谷 慎介（九州大学大学院 歯学研究院附属OBT研究センター）

11:00～11:30

[SY4-2] 歯科衛生士が知っておくべき介護保険の基礎知識

○佐古 真穂美¹ (1. フリーランス歯科衛生士)

【略歴】

昭和62年 一般社団法人 札幌歯科医師会立札幌歯科学院専門学校 歯科衛生士科 卒業

昭和62年 釧路市 かんざわ歯科クリニック 勤務

平成2年 釧路町 ファミリー歯科クリニック 勤務

平成19年 釧路市 星が浦ケアプラン企画センター（介護支援専門員として）勤務

平成21年 札幌市 医療法人社団 立靖会 ラビット歯科勤務

平成28年より 釧路市 釧路・根室圏域在宅歯科医療連携室 非常勤相談員として勤務

おかだ歯科 非常勤 訪問歯科衛生士として勤務

医療法人社団 大島歯科医院 非常勤 訪問歯科衛生士として勤務

令和2年 個人事業として「オフィスDHサコ」を起業。

「歯科の居宅療養管理指導研究会」として歯科医院の居宅療養管理指導のサポートやセミナーを始める。

【免許・資格】

歯科衛生士

日本歯科衛生士会 在宅療養指導・口腔機能管理 認定歯科衛生士

北海道歯科衛生士会 口腔機能向上支援 歯科衛生士

北海道歯科衛生士会 在宅歯科診療支援 歯科衛生士

介護支援専門員

高齢化の進行に伴い、歯科衛生士の役割は歯科診療所内にとどまらず、訪問歯科診療や介護保険施設、さらには地域での介護予防活動など、多岐にわたる場面で求められている。特に、介護保険制度を正しく理解し、制度を活用した口腔ケアの提供や多職種との連携を図ることは、歯科衛生士にとって不可欠である。

介護保険制度は、2000年に施行され、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）および40歳以上65歳未満の介護保険特定疾病に該当する者（第2号被保険者）を対象としており、介護認定に応じて、要支援者には介護予防サービス、要介護者には介護サービスが提供される。歯科衛生士が関与する主な制度には、居宅療養管理指導、介護保険施設における口腔衛生管理加算、そして地域における介護予防事業などがある。居宅療養管理指導は、要介護認定を受けた在宅療養者や居住系の施設入所者に対して歯科医師または歯科衛生士が行う専門的な

指導であり、口腔ケアや義歯の管理、摂食嚥下機能の維持・向上、誤嚥性肺炎の予防を目的とする。

歯科衛生士は歯科医師の指示のもとでこの指導を実施できるが、診療報酬ではなく介護報酬としての算定であるため、医療保険制度とは異なる仕組みを理解する必要がある。

一方、介護保険施設における口腔衛生管理の重要性も年々高まっている。2024年度の介護報酬改定により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設等において、口腔衛生管理体制の整備が義務化された。これにより、施設は口腔衛生管理を計画的に実施し、歯科医療職との連携を強化する必要がある。

また同改定により、介護保険施設では、入所時および入所後の口腔アセスメントを1か月に1度実施することも義務化された。口腔アセスメントは、入所者の口腔状態を的確に把握し、必要なケアを判断する重要なプロセスである。歯科衛生士は、施設職員への指導や助言を行うことで、日常的な口腔ケアの質を向上させる役割を担うことが求められる。

さらに、要介護状態の予防を目的とした「介護予防事業」も歯科衛生士が関与できる分野である。介護予防事業は、自治体が実施する地域支援事業の一環であり、高齢者の自立を促進することを目的としている。その中には、口腔機能の低下を防ぐための「オーラルフレイル対策」が含まれており、歯科衛生士が地域住民に対し、口腔機能向上のための指導やトレーニングを行う機会が増えている。

歯科衛生士が介護保険制度を正しく理解し、制度を活用した適切な支援を行うことは、高齢者の口腔健康の維持のみならず、誤嚥性肺炎の予防や全身の健康状態の改善にも寄与する。今後は、地域包括ケアシステムの中で、より専門性を高めた歯科衛生士の積極的な関与が期待されている。

地域に根差した歯科衛生士として、私なりの経験や実際の活動について、実状を紹介したい。